

令和7年度予算における地域介護・福祉空間整備等
施設整備交付金（ハード交付金）についてのFAQ

番号	内容	回答
1	本事業は公立施設も対象となりますか。	本事業の補助対象となります。
2	八王子市にある民間施設は補助対象となりますか。	本事業の補助対象となりますが、八王子市へ補助協議申請を行ってください。
3	複合型施設の場合は、総事業費や対象経費をどのように算出すれば良いですか。	本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設においては、それぞれの補助対象施設ごとに総事業費や対象経費の実支出額を求めてください。 専有面積での按分により総事業費や対象経費を算出する場合は、「面積・事業費按分表」「室別面積表」「共用面積算出表」を提出してください。
4	複合型施設の場合、施設全体として総事業費が500万円以上であれば、補助対象分の総事業費がそれぞれ500万円未満でも補助対象となりますか。	補助対象にはなりません。 特別養護老人ホームと養護老人ホームの複合施設の場合は、特別養護老人ホームの総事業費が600万円、養護老人ホームの総事業費が300万円の場合は、特別養護老人ホーム分は補助対象となりますが、養護老人ホーム分は補助対象外となります。
5	補助協議時は総事業費が500万円以上でしたが、内示後に行う入札等の結果により下回った場合は補助対象となりますか。	補助協議時で500万円以上であれば、補助対象となります。
6	燃料費等は補助対象に含まれますか。	非常用自家発電設備整備事業においては、「燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業」は補助対象外となります。 給水設備整備事業においては、「光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業」は補助対象外となります。 また、詳細は、別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」をご覧ください。
7	補助協議に必要な書類の提出を行えば、必ず補助を受けることができますか。	国が提出書類を精査した上で、内示を出すこととなります。そのため、確実に補助を受けられるわけではありません。

8	補助対象事業である非常用自家発電設備整備事業の工事にあわせて、補助対象事業ではない工事を行う場合は、工事費の内訳が明確に分かれていれば、一体の工事契約として良いですか。	別々の契約としてください。
---	--	---------------